

<質問事項>

回答者：国民民主党政務調査会事務局

Q 1 : プラスチックごみ（廃棄物）による地球規模の海洋汚染が深刻化しています。この問題を解決するために、国連では「プラスチック条約」を本年末までに策定するとのスケジュールで策定交渉が進められています。このような動きについてはご存知でしょうか？該当するもの1つに○印を付けてください（以下同様です）。

A 1 : よく知っている
・知っているが詳しくは知らない
・知らない

Q 2 : プラスチック問題を解決するために、国連の「プラスチック条約」が策定されることの意義をどのようにお考えでしょうか？よろしければそのようにお考えになる理由も付記していただけると幸いです。

A 2 : 極めて重要である

理由：マイクロプラスチック問題の深刻化を踏まえ、国際的な取り組みを強化するとともに、生態系への影響を防止するための規制を導入する必要があります。ペットボトルやプラスチックなどのリサイクル・回収制度普及を進めマイクロプラスチック対策を加速化させるべきです。

・ふつう

理由：

・あまり重要ではない

理由：

Q 3 : 日本はG 2 0の「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」をまとめるなど、この問題に主導的役割を果たそうとしているように見えますが、「プラス

チック条約」の策定交渉においても主導的な立場を取るべきとお考えですか？よろしければ、そのようにお考えになる理由も付記していただけると幸いです。

A 3 : そう思う

理由：日本の「モノ」「サービス」を海外に広める取り組みを徹底して行う主体的・戦略的な経済外交を進める必要があると考えております。

・そうは思わない

理由：

・その他

Q 4 : これまでに条約策定交渉においては、以下の点が大きく対立しています。これらについて、条約を真に効果的なものにするためにどのようにすべきとお考えでしょうか？よろしければそのようにお考えになる理由も付記していただけると幸いです。

Q 4-① : 生産量の削減

世界のプラスチックの生産量は年間4億3000万トンに及んでおり、生産量の増大に伴ってプラスチックごみも増えていることから、生産量の削減が必須であり、条約にそのための世界共通の削減目標値を定める必要があるとの意見がありますが、どのようにお考えでしょうか？

A 4-① : ・定めるべきである

理由：

・定める必要はない

理由：

○その他

大量生産・大量消費・大量廃棄から脱し、サーキュラーエコノミー（循環型経済）へ対応した製品の製造や流通を促す必要があります。

Q4-②：有害化学物質規制の義務付け

プラスチックは生産、使用、リサイクル、廃棄の各段階で有害化学物質を環境中に放出し、人・生態系に悪影響を及ぼすおそれがあることが指摘されています。国連環境計画UNEPの報告書では、このようなプラスチック中の有害化学物質として下表のとおり10種類の物質群がリストアップされています。条約でこれらの有害化学物質をリスト化して段階的に廃止することを各国に義務付けるべきとの意見がありますが、どのようにお考えでしょうか？

プラスチックに含まれる有害化学物質一覧

	物質群	主な有害性	何に入っているのか？
1	難燃剤 (臭素系難燃剤、有機リン系難燃剤など)	IQの低下、知的障害、発達神経毒性、発がん性、内分泌かく乱作用、生殖毒性など	玩具などの子ども向け製品、電気・電子機器、自動車、合成繊維素材、家具、建築資材など
2	有機フッ素化合物 (PFAS)	内分泌かく乱作用、発がん性、発生毒性（低出生体重、不妊増加）、免疫低下、脳の発達遅延など	フッ素樹脂加工の鍋やフライパン等、食品容器包装、合成繊維素材、家具、人工芝など
3	フタル酸エステル類 (DEHP、DBP、BBP、DIBP など)	生殖毒性（精子減少、不妊）、内分泌かく乱作用（肥満や糖尿病など）	玩具などの子ども向け製品（塩化ビニール製の玩具の可塑剤）、自動車、建築資材、医療機器など
4	ビスフェノール類 (BPA、BPF、BPS など)	生殖毒性（卵形成への悪影響、不妊など）、内分泌かく乱作用（脳発達への悪影響や肥満など）	玩具などの子ども向け製品、ポリカーボネート製食器、建築資材、パソコン・スマートフォン・カメラのボディ、CD・DVD、缶詰の内面塗装、感熱紙など
5	アルキルフェノール類 (ノニルフェノール、ノニルフェノールエトキシレートなど)	内分泌かく乱作用（精子減少、不妊）など	飲料容器の蓋、プラスチックの酸化防止剤や乳剤など
6	殺生物剤 (第四級アンモニウム塩、トリクロサンなど)	皮膚・目への刺激や感受性、遺伝毒性、内分泌かく乱作用など	抗菌プラスチックなど
7	紫外線吸収剤・安定剤 (ベンゾフェノン類、UV-328 など)	肝臓毒性、内分泌かく乱作用、アレルギーの原因	プラスチック製品の劣化防止剤など
8	金属・半金属類 (ヒ素、カドミウム、コバルト、クロム、鉛、水銀、スズ、亜鉛など)	神経毒性、発達神経毒性、各種有害作用・玩具からのカドミウムの溶出	玩具などの子ども向け製品、食器の着色剤、自動車など
9	多環芳香族炭化水素類 (ナフタレン、ベンゾピレンなど)	発がん性、変異原性、生殖毒性など	直接に接触するプラスチック製品中に存在、人工芝など
10	その他の非意図的混入物 (NIAS) (ダイオキシン類・揮発性有機化合物(VOC)など)	内分泌かく乱作用、生殖毒性、発達神経毒性など	再生プラスチック中には、ダイオキシン類や揮発性有機化合物などが検出されている

A4-②：・そうすべきである

理由：

・そうすべきではない

理由：

その他

人の生命・健康と環境を守る観点に立った総合的な化学物質対策を進めます。化学物質の製造から廃棄までの全体を、予防的取り組み方法に基づいて包括的に管理するための総合的な法制度の構築に向けて検討を進めるべきです。

Q4-③：問題があり・回避可能なプラスチックの段階的使用削減

国連の報告書（2023）によれば、プラスチック生産量の3分の2が使い捨てプラスチックです。また、プラスチックの中には円滑なリサイクルを阻害する化学物質を含有するものもあります。さらに、微細化したプラスチック（マイクロプラスチック）が海洋中の様々な有害化学物質を吸着して魚の体内に取り込まれ、食物連鎖を通じて人間の体内にも蓄積しているとの報告もあります。これらの問題があり・回避可能なプラスチックについても段階的削減・使用禁止を義務付ける必要があるとの意見がありますが、どのようにお考えでしょうか？

A4-③：・そのような義務付けを盛り込むべきである

理由：

・そのような義務付けをする必要はない

理由：

○その他

マイクロプラスチック問題の深刻化を踏まえ、国際的な取り組みを強化するとともに、生態系への影響を防止するための規制を導入します。ペットボトルやプラスチックなどのリサイクル・回収制度普及を進めマイクロプラスチック対策を加速させます。